【様式例】

**共　同　事　業　体　協　定　書**

（目的）

第１条　本共同事業体は、「おきなわ農林水産物県外出荷促進事業（流通環境整備）補助金」（以下「本補助金」という。）を活用し、沖縄県産農林水産物の輸送コストの低減及び総合的な流通の合理化に向け、持続可能な県外出荷の物流ネットワーク構築等への実証事業に取り組むことを目的とする。

（名称）

第２条　本共同事業体は、●●●(以下、「共同体」という。)と称する。

（事務所の所在地）

第３条 共同体は、事務所を●●（住所・企業名）内に置く。

（成立の時期及び解散の時期）

第４条 共同体は、本補助金の採択通知を受けた日に成立し、本補助金の事業期間終了日まで存続する。

（構成員の住所及び名称）

第５条 共同体の構成員は、次のとおりとする。

住所

法人名

代表者

住所

法人名

代表者

住所

法人名

代表者

（代表者の名称）

第６条　共同体は、●●を代表者とする。

（代表者の権限）

第７条　共同体の代表者は、本補助金の履行に関し、共同体を代表して交付決定者等と調整する権限、自己の名義をもって補助金の申請、請求、受領等に関する事務や経理、共同体に属する財産を管理する権限等を有する。

（役割及び費用の分担）

第８条　役割や費用の分担等は別に定めるものとする。

（構成員の責任）

第９条　共同体は、各構成員が実施する役割、内容を予め明確にした上で、本補助金事業を遂行するものとし、遂行に関して連帯して責任を負うものとする。

（取引金融機関）

第10条　共同体の取引金融機関は、●●銀行●●支店とし、共同体の代表者名義の預金口座によって取引するものとする。

（権利義務の譲渡の制限）

第11条　この協定書に基づく権利義務は他人に譲渡することができない。

（解散後の瑕疵担保責任）

第12条　共同体が解散した後においても、本補助金事業に瑕疵があったときは、各構成員は第９条第１項によりその責に任ずるものとする。

（協定書に定めのない事項）

第13条　この協定書に定めのない事項については、各構成員が協議して定めるものとする。

　 ●●外●社は、上記のとおり共同体協定を締結したので、その証拠としてこの協定書を●通作成し、各通に構成員が記名押印し、各自所持するものとする。

令和●年●月●日

代表者　 法人名

　　　　　代表者　　　　　　　　　　　　　　　　　　 　　　　　　　　印

　 　法人名

　　　　　代表者　　　　　　　　　　　　　　　　　　 　　　　　　　　印

　 　法人名

　　　　　代表者　　　　　　　　　　　　　　　　　　 　　　　　　　　印